

# 一般財団法人雫石町スポーツ協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人雫石町スポーツ協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県岩手郡雫石町に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、雫石町における体育、スポーツの普及振興に関する事業を行い、町民体力の向上及びスポーツ精神の涵養に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町民の体力向上に関する諸事業の企画及び実施並びにその指導
- (2) 加盟団体の強化育成及び相互の連絡提携
- (3) 各種体育大会、講習会等の開催及び参加
- (4) 体育、スポーツに関する宣伝啓発及び指導奨励
- (5) 体育、スポーツに関する調査研究
- (6) 雫石町その他関係機関の施策に対する協力
- (7) 公益財団法人岩手県体育協会等との連絡協調
- (8) 施設の管理運営に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 加盟団体並びに加盟及び脱退

### (加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当する団体をこの法人の加盟団体とすることができる。

- (1) 雫石町内を総括する各種競技別体育団体
- (2) 雫石町内の一定の地域を統括する各地区体育会
- (3) その他この法人の目的を達成するために加盟することが適当と認められる体育団体

### (加盟)

第6条 この法人に加盟しようとする団体は、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

### (脱退)

第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、理事現在数及び評議員現在数

の各々3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人は、加盟団体が加盟団体として不適当と認められたときは、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上に当たる多数の決議を経てこれを脱退させることができる。

#### 第4章 資産及び会計

##### (基本財産)

第8条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産となる。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

##### (事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

##### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

##### (事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 評議員

### (評議員の定数)

第12条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

### (評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第6章 評議員会

### (構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の規準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の日々の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決 議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、会議に出席した理事及び会議に出席した評議員のうちから選出され

た議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 役員

### (役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を理事長、とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長及び理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(理事及び監事の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の7日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、理事長が議長の職務を代行する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき

事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 9 章 定款の変更、剰余金及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する

4 前項以外の職員は、会長が任免する

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務局の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補則

### (委 任)

第44条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は主濱幸彦、理事長は伊藤正三とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

溝上 優	矢幅 勇夫
田村 勝	遠藤 正道
大岡 克明	横手 純治
広瀬 武	横田 捷世
山本 勘治	寺沢 昭彦
上野 泰輝	山崎 忍
谷地 義一	木村 保
藤原 哲嗣	佐々木 弥
中村 大介	

### 別表 基本財産 (第8条関係)

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	利付国債 額面 20,000,000 円